

後期高齢者医療のお知らせ

●問合せ先 国保年金課 医療・年金係 ☎72-2111

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

平成31年度(令和元年度)の保険料を、平成30年中の所得と世帯^{※1}の状況に基づき決定します。詳しくは、7月中旬に発送する「平成31年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」をご覧ください。



保険料の決まり方(計算方法)

後期高齢者医療制度の保険料は、福岡県内のどの市町村でも同じ方法で算定されます。

保険料(年額) 上限 62万円	=	均等割額 加入者全員が負担 56,085円	+	所得割額 ^{※2} 所得に応じて負担 【総所得金額等 ^{※3} - 33万円 × 10.83% 】
---------------------------	---	------------------------------------	---	--

保険料の軽減措置

所得が低い人を対象に、同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額に応じて、均等割額が軽減されます。また、後期高齢者医療制度に加入する前日に社会保険の被扶養者だった人は、加入後2年間に限り、均等割額が軽減されます。

平成30年度の均等割額は、特例的に9割軽減がありましたが、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給開始に伴い、平成31年度は8割軽減に変更となります。詳しくは「平成31年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でご確認ください。

- ※1 世帯は、平成31年4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)
- ※2 収入が公的年金のみで、年金額が153万円以下の人は、所得割額はかかりません
- ※3 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入 - 公的年金等控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です

新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在の被保険者証(薄緑色)の有効期限は、7月31日です。8月1日から使用できる被保険者証(紫色、有効期限：令和2年7月31日)を7月下旬に簡易書留で郵送します。

※保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取っていただくようご案内する場合があります

被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

※詳しくは、保険証に同封のパンフレットをご覧ください



後期高齢者医療の限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証も8月に更新です

現在使用中の認定証の有効期限は、7月31日です。

既に認定証を持っている人で、引き続き認定証の対象となる場合は、8月1日から使用できる新しい認定証を7月下旬に郵送します。